

木曽川水系連絡導水路事業に係る当県に寄せられた意見

内 容
平成6年の渇水時は、鵜飼という漁法には影響はなかった。
河川改修により、ワンドが少なくなり、魚が生育する環境が無くなってきている。洪水対策も重要だが、もっと生息する魚の事を考えてもらいたい。
河川にとっては、渇水もあった方が良い。水位が低下し、河床の一部が一旦水面にでて、また水位が戻ると必ずそこに魚は集まってくる。おそらく餌が豊富だという事と思う。
長良川河口堰により、長良川下流域の環境や自然は激変してしまった。行政は河口堰が環境に与えた影響は小さいと言い続けているが実態はそうではない。長良川河口堰のゲートを開け、汽水域生態系の復活をはかり、昔の豊かな長良川を取り戻すべきである。
<p>・正常流量（必要流量）の評価</p> <p>国土交通省による木曽川および揖斐川における感潮域の必要流量の設定は非科学的、恣意的である。すなわち、必要流量設定のために行われたヤマトシジミの生存条件の調査、検討においては、調査方法、調査結果の解析、結論の導き方すべてにおいて重大な欠陥があり、必要流量の設定は不可能である。これは、宍道湖などの汽水湖における手法を、まったく条件の異なる河川感潮域で用いたために生じた不祥事だと推定される。</p> <p>また、現在の木曽川の汽水環境は、約30年間における維持放流量（約50m³）による一連の堰操作により形成されたという国土交通省の説明は、いうまでもない当たり前のことであるが、この間には渇水期、異常渇水期も含まれ、成戸地点流量はしばしば、0となった時期があることに留意する必要がある。</p> <p>つまり、40m³/sという異常渇水期において確保すべき成戸地点流量の設定根拠とはならないのである。感潮域の必要流量（正常流量）については、根本的に、再検討すべきである。</p>
木曽川水系において、農業用水の取水は全体水利用量の70%を占めている。その利用実態を調査し、議論すべきであるが、河川整備計画を審議した流域委員会においてはきちんと議論されなかった。特に、犬山頭首工から取水している濃尾用水（許可水利権）は、都市化により灌漑面積が半減しているにも関わらず現在も毎秒51m ³ 取水しており、これを10～20%削減させるだけでも、導水路は必要なくなるかもしれない。その様な既存の水需要を見直し、利水計画を根本から見直し新たな計画の必要性を検討すべきである。渇水対策については、昭和61年、平成6年の経験を生かし、既存の発電ダム等の効率的利用を含め検討すべきである。
水利権は、河川管理者が許可をする。歴史的な経緯をもった農業用水であったとしても、取水の実態に見合った権利を許可していくべきであり、公共物である河川に、不要となった水を生態系用水として戻していくべきである。河川管理者にはこれらを指導していく義務がある。例えば、根尾川では、瀬切れが頻発しているが既存の取水実態（席田用水の水利権毎秒32m ³ ）を見直すことにより、瀬切れを防ぐことが可能である。
木曽三川においては、それぞれ沿川地域の感情が異なっている。長良川においては、40万人都市を流れる河川で、日本有数の透明度がある事を地域住民は誇りに思っており、世界遺産に登録しようという動きもある。これは、出来る限り自然に近い状態を維持していきたいという流域住民のシンプルな願いでもある。
揖斐川の底質は砂質で、ヤマトシジミ、マシジミが多く確認された。一方で、長良川では、河口堰下流の底質はヘドロ、上流は砂質であるが、生物はほとんど確認できなかった。原因はよく分からないが、環境ホルモン（ビスフェノールA）の値は、長良川は高く、揖斐川は低いという結果がある。もはや長良川の下流域では、「清流」と呼べない状態になっている。
上流にダムがなく、河川からも取水がなければ、河川の水涸れは発生しない。川全体が水涸れするのなら、水補給も考えても良いが、部分的な水涸れに対して水補給は行う必要はない。

<p>河川環境保全は、他流域に頼らず同一の流域内において対策を講じる事が原則である。</p>
<p>単純に河川の流量を増やすことだけが、魚類のためではない。自然の環境における流量や水深の変動が最も望ましい河川の姿であり、人間の生命や財産を脅かす脅威への対処以外は、河川に手を加えるべきではない。渇水時の水量確保は水源となる山地の森林を整備する方が良い。</p>
<p>長良川は地下水が豊富であり、水涸れする可能性は低いが、河川の流量を確保する必要があるれば、ダムや導水路に頼るのではなく水利権を見直すべきである。治水利水の根本は「山」であり、ダムに頼るべきではない。</p>
<p>事業主体が水資源機構に承継された。また、取水する場所（西平ダム）は民間企業（中部電力）の管理下にある。そして、河川管理者は国土交通省である。 このような条件下で、岐阜県はどのようにしてこの事業に参与して行くのか、その姿勢を明確にしておくことが必要である。 現状ではどのような影響が生じるか明らかではない部分がある。しかし、影響の程度を的確にモニタリングして、直ちに対応することを求められるのは岐阜県であることを、持って銘ずべきと考える。</p>
<p>放流先の河川の水温が、わずかに変化しただけでも、アユへの影響は非常に大きい。また、少しの水質変化により河川生物の生態系そのものが変化することが考えられる。</p>
<p>水量が増えれば、仔アユが海へたどり着く時間が短縮され、一定の効果は考えられるが、下流分割ルートにより、途中で木曽川へ流されてしまうことも考えられるため、効果より木曽川への迷入の方が心配である。</p>
<p>水質が同じでも、水棲生物が戻る川とそうではない川があるが、何が原因でその様になるのか証明することは非常に困難であり、現在考えられる調査では、本環境レポート（検討項目及び手法編）にあるような内容になってしまう。</p>
<p>生物多様性について、関心が高まりつつある今日において、異なる河川の水を混ぜることは、時代に逆行している。</p>
<p>各河川とも、長い年月をかけて形成した独自の生物群集をもっている。人間の都合により河川に他河川の水を放流することは原則として止めるべきである。 ましてや、長良川には取水ダムはなく、川が涸れることはない。平成6年の異常渇水時にも、魚類を始め生物が被害を受けたということは知られていない。長良川は他河川の水を必要としない。ダム湖の水は、多くの河川で、川を汚しているのが実情である。徳山ダムの水を長良川に放流することは、長良川の自然を汚す危険があるだけでなく、放流の事実そのものが長良川の名を汚すことになる。</p>
<p>各施設は、ライフサイクルコストを踏まえた整備が必要であり、現在も木曽川右岸用水や西濃用水では老朽化による改修時期となっている。大規模事業を実施するためには、将来必要となる維持管理費についても十分に考慮していく必要がある。</p>
<p>過去に国や水資源機構は、事業主体者として建設した施設について、環境に関するモニタリング調査を行い、非常に多くの興味深いデータを公開している。この姿勢は評価出来るが、一方、その様なデータを用いた分析・評価については、委員会は能力がないのか、短絡的に「影響なし」と結論付けている。連絡導水路の環境影響検討についても同様のことが言え、いくら詳細な調査をしても、この環境部門のメンバーでは、何も分析・評価は出来ないだろう。</p>
<p>長良川への導水は有害であり、木曽川への補給については疑問である。</p>
<p>環境への影響を誰が評価するかということは非常に大きな問題であり、学会などが推薦する委員によって構成された第三者組織において評価を行っていくべきである。</p>
<p>地域の方々が、現在どれくらいの深さの地下水を利用し、建設する連絡導水路はどれくらいの深度を通過するのか、地域に対してきちんと説明しておくべきである。</p>

導水トンネルが、「水道（みずみち）」と交差すれば大きな影響があるが、それがなければ地下水への影響は少ないという考え方も出来るため、地下水の流動方向や地下水位の変動データを十分に解析しておく必要がある。

長良川は、木曾川と違い上流の本川にダムを持たないため、小さな水の変化が、思いがけない大きな影響を与える可能性がある。

この事業において木曾川へ導水することについてはある程度理解出来るが、渇水対策として長良川に導水する意味が全く理解出来ない。長良川では過去、渇水により川が涸れた事実はなく、もし瀬切れが起きるような渇水が起きたとしても、それは自然のなかでの変動であり、何ら問題はない。

徳山ダムから導水する愛知県と名古屋市の都市用水は、需要の見込みがない。また、10年に1回を超える様な異常渇水時に、河川環境の改善を行う理由はなく、連絡導水路を建設する必要はない。

環境影響調査報告書に記載してある結果の科学的な評価のみについて意見を述べた。調査の姿勢、手順等については、意見は求められなかったが、実際には、調査計画が決まった段階で、どのような結論が出るかはある程度決まってしまう。事業が住民の理解を得るためには、もっと早い段階で、例えば調査計画の段階から、意見を聴取することが必要である。

長良川への放流場所については、現時点における導水路ルートよりはやや上流側ではあるが、関市の今川を經由して長良川へ合流させる案も考えられる。当該河川は、常時水深が浅く平瀬の状況であり、水の混合、水温差の緩和の面で利点がある。また、アユのそ上は長良川本川の方が多く、水を放流したとしても長良川本川の現環境に対する直接的な悪影響の要素も比較的少ないと考えられる。

当県に寄せられた意見は、国土交通省及び水資源機構に伝えております。これらも、国土交通省に直接届けられた意見と同様に取り扱われます。

木曾川水系連絡導水路事業に係る当県に寄せられた意見

内	容
	訂正部分は、調査手法に直接係わるというよりも、資料整理における不注意な処理に過ぎないと思います。私としては、環境レポートに関して、私が提出した意見等につきまして、どのような対応がなされるのかについて、関心があります。
	あまりにも「環境レポート」の内容が杜撰（ずさん）であり、適切な調査を担（にな）える状態にあるとは考えられない。担当職員・検討委員等を全て選びなおした上で、導水路計画自体を白紙に戻して、計画そのものから再検討する必要がある。
	初歩的な訂正内容が多く、データそのものの信憑性に疑いを持たざるを得ない。
	本事業について、計画アセスメントを実施せず、いきなり事業アセスメントを実施したことは意味がない。計画アセスメントを実施した場合、対費用効果および環境評価との関係から事業実施の必要性が無い。また、他の代替案が見つかる可能性が高い。 本事業のように膨張社会をベースにおいた計画を今後、今間近に訪れると思われる縮小社会に向けて再検討する時期に来ているように思われる。 また、本事業についての緊急性は極めて低く。実施する必要があるのか否か、事業そのものを見直すべきである。
	木曾川水系において、農業用水の取水は全体水利用量の70%を占めている。その利用実態を調査し、議論すべきであるが、河川整備計画を審議した流域委員会においてはきちんと議論されなかった。特に、犬山頭首工から取水している濃尾用水(許可水利権)は、都市化により灌漑面積が半減しているにも関わらず現在も毎秒51m ³ 取水しており、これを10~20%削減させるだけでも、導水路は必要なくなるかもしれない。その様な既存の水需要を見直し、利水計画を根本から見直し新たな計画の必要性を検討すべきである。渇水対策については、昭和61年、平成6年の経験を生かし、既存の発電ダム等の効率的利用を含め検討すべきである。
	水利権は、河川管理者が許可をする。歴史的な経緯をもった農業用水であったとしても、取水の実態に見合った権利を許可していくべきであり、公共物である河川に、不要となった水を生態系用水として戻していくべきである。河川管理者にはこれらを指導していく義務がある。例えば、根尾川では、瀬切れが頻発しているが既存の取水実態(席田用水の水利権毎秒32m ³)を見直すことにより、瀬切れを防ぐことが可能である。

当県に寄せられた意見は、国土交通省及び水資源機構に伝えております。これらも、国土交通省に直接届けられた意見と同様に取り扱われます。